

釧路市強靱化計画有識者懇談会設置要綱

(設置)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定により策定する釧路市強靱化計画の策定に当たり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、釧路市強靱化計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、釧路市強靱化計画の策定に関わる協議及び助言を行う。

(組織等)

第3条 懇談会は、委員5名以内により組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(座長等)

第5条 懇談会には座長を置く。

2 座長は、市長からの指名による。

3 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。

4 座長に事故のあるとき又は、欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じ座長が委員を招集し開催する。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部都市経営課基本構想担当が処理する。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が
会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 1 月 4 日から施行する。